

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に関する事務を含む) 基礎評価項目

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に関する事務を含む)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の自体を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県知事

## 公表日

令和7年12月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に関する事務を含む)
②事務の概要	<p>1 事務の概要 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)による以下①、②の措置等をとった場合に、法第56条に基づく負担能力の認定等のため、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①通告・送致・相談を受けた児童について、児童相談所長が必要と認めた場合に行う、 1)小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設への入所させる措置(法第27条第1項第三号) 2)肢体不自由のある児童又は重症心身障害児について、指定発達支援医療機関に入院させ治療を委託(法第27条第2項) ②少年法の規定による保護処分の決定に従い、児童を児童自立支援施設に入所させる措置又は児童養護施設に入所させる措置(法第27条の2第1項)。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(法第56条第1項、同条第2項)</p>
③システムの名称	児童相談情報管理システム、大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童相談情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項</p> <p>【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項、81の項、141の項、155の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分県福祉保健部こども・家庭支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県情報センター 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-506-2285

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	大分県福祉保健部こども・家庭支援課 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁1目番1号 電話番号:097-536-1111(内線2707)
-----	--

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

### 適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1,000人未満(任意実施) <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> 発生あり
--	---

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、負担金決定事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

## 9. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> 自己点検 ]	[ <input type="radio"/> 内部監査 ]	[ <input type="checkbox"/> 外部監査 ]
-------	---	--------------------------------	-----------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策		[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--	--

当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠		大分県情報セキュリティ基本方針に関する規定及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。また、近年USBやHDDを利用した内部情報の不正持ち出しによる情報漏えい事案が増加していることを踏まえ、 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存することを徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	--	---

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	評価実施機関における担当部署	大分県福祉保健部こども・家庭支援課 課長 大戸 英輔	大分県福祉保健部こども・家庭支援課 課長 藤丸 邦彦	事後	人事異動
令和1年6月25日	新様式への変更		新様式への変更	事後	基礎項目評価書の改正
令和5年5月30日	I-3 法令上の根拠	○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第30条の11第1項第1号(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)別表第三の7の2 第30条の15第1項第1号(本人確認情報等の利用)別表第五の8の2 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)第3条第18項及び第5条第17項	削除	事後	
令和5年5月30日	I-4-②法令上の根拠	【特定個人情報の照会】 ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の16の項	【情報照会】 ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の16の項	事後	
令和5年5月30日	I-4-②法令上の根拠	【特定個人情報の提供】 ○番号法第19条第7号 別表第二の16の項、56の2の項、57の項、106の項、116の項 ○別表第二主務省令 第12条、第31条 ※番号法別表第二の56の2の項、116の項にかかる主務省令は未制定	【情報提供】 ○番号法第19条第8号 別表第二の16の項、56の2の項、57の項、106の項、116の項 ○別表第二主務省令第12条、第30条、第31条、第53条、第59条の2の2	事後	
令和5年5月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年5月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和7年12月26日	I-3 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第一の7の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表8の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I－4－②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の16の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第12条</p> <p>【情報提供】</p> <p>○番号法第19条第8号 別表第二の16の項、56の2の項、57の項、106の項、116の項</p> <p>○別表第二主務省令第12条、第30条、第31条、第53条、第59条の2の2</p>	<p>【情報照会】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項</p> <p>【情報提供】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項、81の項、141の項、155の項</p>	事後	
令和7年12月26日	IV－8. 人手を介在させる作業	－	新様式への変更	事後	
令和7年12月26日	IV－11. 最も優先度が高いと考えられる対策	－	新様式への変更	事後	